

秋田県警察からのお知らせ



秋田県公安委員会が認定する交通誘導警備業務における 検定合格警備員の配置が必要な路線の見直しについて

警備業法第18条で、警備業者は、

- 1 高速自動車国道又は自動車専用道路
- 2 各都道府県公安委員会が認定する路線

において、交通誘導警備業務を実施する場合、検定合格者の配置が義務付けられています。

上記2に該当する秋田県公安委員会が認定する路線については、平成28年から国道11路線、県道9路線の計20路線を認定していましたが、この度、見直しを行い、既存の国道1路線、県道1路線を廃止し、新たに県道2路線を追加して計20路線を認定しました。

現在の認定路線

平成28年1月1日施行

1	国道 7号
2	国道 13号
3	国道 46号
4	国道101号
5	国道103号
6	国道105号
7	国道107号
8	国道108号
9	国道282号
10	国道285号
11	国道398号
12	県道角館六郷線
13	県道湯沢雄物川大曲線
14	県道秋田停車場線
15	県道大曲大森羽後線
16	県道秋田昭和線
17	県道秋田天王線
18	県道秋田北インター線
19	県道男鹿昭和飯田川線
20	県道土崎港秋田線

改正後の認定路線

令和3年4月1日施行

1	国道 7号
2	国道 13号
3	国道 46号
4	国道101号
5	国道103号
6	国道105号
7	国道107号
8	国道108号
9	国道282号
10	国道285号
11	県道角館六郷線
12	県道湯沢雄物川大曲線
13	県道秋田停車場線
14	県道秋田昭和線
15	県道秋田天王線
16	県道秋田北インター線
17	県道秋田北野田線
18	県道男鹿昭和飯田川線
19	県道富根能代線
20	県道土崎港秋田線

改正後

※ 区間は秋田県全域です。